

種苗生産実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第2項第3号に掲げるばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布（以下「種苗生産」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種苗生産を行う組織)

第2条 農研機構が行う種苗生産は、種苗管理センターにおいて行う。

2 理事（種苗管理担当）は、種苗生産の実施に関する権限を種苗管理センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(原原種の生産及び配布)

第3条 種苗管理センターは、ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種配布要綱（昭和62年4月1日付け62農蚕第1969号農林水産省農蚕園芸局長通知。以下「要綱」という。）に従って、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗（以下「原原種」という。）を生産し、都道府県知事又は原原種取扱団体（要綱第9の第1項に規定する原原種取扱団体をいう。以下同じ。）に配布する。

(技術指針等)

第4条 所長は、原原種の品質を一定水準に保つとともに、原原種を安定的かつ効率的に生産するために必要な項目について、作物ごとに原原種の生産及び配布に関する品質マニュアル等を定める。

(原原種の生産計画)

第5条 理事（種苗管理担当）は、要綱第4の第2項の規定に基づき、農林水産省地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長」という。）から提出された原種ほ設置計画書（以下「設置計画書」という。）の内容、作物ごとの品種の動向、全国的な原原種の需要見込み、種苗管理センターの農場（分場を含む。以下「農場」という。）ごとの生産状況等を勘案して、原原種の品種別・農場別の生産計画を策定する。

(生産・配布見込通知)

第6条 理事（種苗管理担当）は、要綱第5の第1項及び第2項の規定に基づき、毎年要綱別記に掲げる時期までに、その年に配布することができると見込まれる原原種の品種

別配布見込数量を地方農政局長へ通知するとともに、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」という。）に報告する。

（配布申請並びに配布数量の決定及び通知）

第7条 理事（種苗管理担当）は、原原種の生産状況、設置計画書及び要綱第6の第2項の規定に基づき地方農政局長から提出のあった都道府県別の原原種配布申請書の内容を勘案し、食料産業局長と協議の上、都道府県別、品種別配布数量を決定し、地方農政局長に通知する。

（配布数量の変更）

第8条 理事（種苗管理担当）は、前条の規定による配布数量の決定の通知の後に天候不順による生育遅延、病虫害の発生その他やむを得ない事由によって配布見込数量に変更が生じた場合には、食料産業局長と協議の上、配布数量の変更を行うことができる。

2 理事（種苗管理担当）は、前項の配布数量の変更を行った場合は、地方農政局長を経由し都道府県知事に通知する。

（配布価格）

第9条 原原種の配布価格は、農業生産に与える影響度合いを勘案した適正な額とし、毎年、食料産業局長と協議して決定する。

（原原種の引渡し）

第10条 原原種の引渡しは、原則として当該原原種を生産した農場渡しとする。

（売買契約）

第11条 理事（種苗管理担当）は、原原種を配布しようとするときは、都道府県知事又は原原種取扱団体と売買契約を締結するものとする。

2 理事（種苗管理担当）は、前項の契約を締結するに当たり、原原種が要綱第2の第1項に定める用途以外に使用されることがないように措置を講じるものとする。

（原原種の備蓄及び売払い）

第12条 所長は、原原種の配布後の運搬及び配布先での貯蔵中における腐敗、需要の変動等による原原種の不足に対応するため、原原種を備蓄することができる。

2 所長は、原原種の不足が生じた場合には、前項により備蓄している原原種から必要量を配布することができる。

3 所長は、原原種に余剰が生じた場合又は原原種として配布するのに適当でないものが生じた場合には、原原種以外の用途として売り払うことができる。

（配布実績報告）

第13条 理事（種苗管理担当）は、原原種の配布を完了したときは、その実績を食料産業局長に報告する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、種苗生産の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30.3.29 29-33規程第149-1号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。